

8. 居住系サービス

①施設入所支援

○支援内容

施設に入所する方に、主に夜間・休日において、入浴・食事介護等日常生活上必要な支援を行う。

○利用できる人

次の（１）から（４）までのいずれかに該当する者。

- （１） 50歳未満の利用者である場合 区分４以上
- （２） 50歳以上の利用者である場合 区分３以上
- （３） 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型（指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経て、就労継続支援Ｂ型と施設入所支援の組み合わせが必要と市町村が認めた者に限る。）を受ける者であって、入所によって訓練等を実施することが必要かつ効果的であるもの又は通所によって訓練等を受けることが困難なもの
- （４） 区分３以下（50歳未満の利用者である場合は区分２以下）であって、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経て、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護等を受けることが困難として、生活介護と施設入所支援の組み合わせが必要と市町村が認めた者

○利用手続き・費用負担

（「１．障害者総合支援法」の⑤～⑦を参照してください。）

○実施事業所

所在地等は【資料編】12障害福祉サービス事業所・障害者支援施設を参照してください。

（最新の事業者情報は県ホームページをご覧ください。）

○窓口

市町村障害保健福祉担当課（所在地等は【資料編】１及び４を参照）

②自立生活援助

○支援内容

単身等で生活する方に、定期的な居宅訪問や随時の対応等により、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整等の支援を行う。

○利用できる人

障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う居宅等を利用していた障害者又は居宅において単身であるため若しくは同居家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者。

○利用手続き・費用負担

（「１．障害者総合支援法」の⑤～⑦を参照してください。）

○窓口

市町村障害保健福祉担当課（所在地等は【資料編】１及び４を参照）

③共同生活援助【グループホーム】

○支援内容

共同住居に入居している方に、主に夜間・休日において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護等日常生活上必要な支援を行う。

○利用できる人

障害者

○利用手続き・費用負担

（「1.障害者総合支援法」の⑤～⑦を参照してください。）

○実施事業所

所在地等は【資料編】12障害福祉サービス事業所・障害者支援施設を参照してください。

（最新の事業者情報は県ホームページをご覧ください。）

○窓口

市町村障害保健福祉担当課（所在地等は【資料編】1及び4を参照）